

Q&A（福岡県外国人介護人材確保強化事業）

項目	該当箇所	質問内容	回答
交付要綱	第2条（交付対象）	法人グループが協同組合等であり法人格を有している場合、協同組合等を申請代表者として申請することは可能か。	可能です。 協同組合等を申請代表者として申請する場合は、協同組合等の構成員のうち本事業に参加する法人で法人グループ情報（様式1－1）及び同意書（様式1－6）を作成し、提出してください。 補助金の交付は協同組合等に行いますので、債権者登録は協同組合等の口座名義で申請してください。 また、補助金の経費の精算は、協同組合等の名義で行ってください。
交付要綱	第2条（交付対象）	申請代表者以外の法人が補助金の受け取り又は事業経費の支払いは可能か。	できません。 申請代表者に補助金を交付しますので、経費の精算は申請代表者が行ってください。
交付要綱	第2条（交付対象）	・ 1法人での申請は可能か。 ・ 1法人で4事業所運営している。この場合、1法人で申請は可能か。	できません。 福岡県内で外国人介護人材を受け入れる（予定を含む。）介護事業所・介護施設を経営する法人で、同一関係ではない 4法人以上 により構成されたグループにより申請する必要があります。
交付要綱	第2条（交付対象）	構成する法人グループに介護福祉士養成施設・日本語学校・送り出し機関等を含めてもよいか。	含まれません。 対象は、福岡県内で外国人介護人材を受け入れる（予定を含む。）介護事業所・介護施設を経営する法人となります。

Q&A（福岡県外国人介護人材確保強化事業）

項目	該当箇所	質問内容	回答
交付要綱	第2条（交付対象）	医療法人でも申請は可能か。	可能です。 法人の種別は問いません。 ただし、福岡県内で外国人介護人材を受け入れる（予定を含む。）介護事業所・介護施設を運営する法人である必要があります。
交付要綱	第4条（交付の事業内容）	海外現地に渡航をせず、ZOOM等のツールを用いて事業実施は可能か。	可能です。 ただし、海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化等ができるよう、事業を実施してください。
交付要綱	第4条（交付の事業内容）	（3）海外現地での説明会開催等の採用・広報活動の取組のみの実施は可能か。	できません。 （3）海外現地での説明会開催等の採用・広報活動と（4）海外現地での介護人材候補者に対する学習支援の取組は必ず実施する必要があります。
交付要綱	第4条（交付の事業内容）	対象となる在留資格は何か？	在留資格（特定技能・技能実習・「留学」候補者等）は問いません。
評価基準	（2）各評価項目の具体例等 ア 目的・目標の妥当性	小規模法人とはどのような法人か。	法人の従業員数が49人以下の法人になります。